

ここに紹介する平成26年度の個別指導指摘事項(歯科)は、長野県保険医協会が個別指導関係行政文書の開示請求で得た関東信越厚生局長野事務所分の各医療機関に対する指導結果通知の内容を項目ごとに整理したもの。421号より連載の3回目。

診療内容等に関する事項

7. 画像診断 (前号より続き)

歯科エックス線撮影(全顎撮影以外の場合)において、画像診断の所定点数を誤って算定していた事例が認められたので改めること。(・診断料を100分の50に減額する必要のないものを誤って減額していた。)

歯科エックス線撮影(全顎撮影以外の場合)において、歯科エックス線写真の整備及び保管状況に不備が認められたので改めること。

ア エックス線フィルムの保管袋等に撮影年月日及び撮影部位の記載がないものが認められた。

イ 撮影日の異なる複数枚のエックス線写真を一つのエックス線フィルムの保管袋等に入れていた。

ウ エックス線フィルムの保管袋等に撮影部位の記載がなかった。

8. 処置

(1) う蝕処置

算定要件を満たさないう蝕処置を算定していたので改めること。

ア 支台築造を行った時のう蝕処置の費用を算定していた。

イ 処置内容を診療録に記載していなかった。

(2) 咬合調整

算定要件を満たさない咬合調整を算定していたので改めること。

ア 同一初診期間中1回に限り算定できる取り決まりであるものを重複して算定していた。

イ 歯冠形態修正において歯冠形態の修正理由、歯冠形態の修正箇所等を診療録に記載していなかった。

(3) 歯内治療

算定要件を満たさない抜髄を算定していたので改めること

ア 失活歯であって実態として感染根管処置を行ったものに抜髄を算定していた。

根管充填において著しく根管充填材が根尖孔に到達していない事例が認められたので、良好な根管充填が得られるよう努めること。

根管充填において、著しく根管充填材が根尖孔に到達していない事例及び著しく根管充填材が根尖孔外に溢出した事例が認められたので、良好な根管充填が得られるよう努めること。

算定要件を満たさない加圧根管充填

26年度 歯科 個別指導指摘事項③

加算を算定していたので改めること。

ア 根管充填後に確認のために撮影した歯科エックス線写真が算定要件を満たしていなかった。

イ 根管充填後に歯科エックス線撮影で気密な根管充填が行われていることを確認していなかった。

ウ 根尖孔外に根管充填材を溢出させずに加圧しながら気密に根管充填を行っていなかった。

エ 実態として算定要件を満たす根管数と算定した根管数が一致していなかった。

(4) 暫間固定

算定要件を満たさない暫間固定装置の除去を算定していたので改めること。

ア エナメルボンドシステムによる暫間固定であって暫間固定装置を装着していないものに暫間固定装置の除去を算定していた。

(5) 暫歯冠修復物又は補綴物の除去等

ブリッジのポンティックの切断を行ったものを全部金属冠を除去したと記載していたので、診療録は実態に即して記載すること。

算定要件を満たさない歯冠修復物又は補綴物の除去を算定していたので改めること。

ア 歯根の長さの3分の1以上のポストにより根管内に維持を求めめるために製作された鑄造体でないものに根管内ポストを有する鑄造体の除去を算定していた。

(6) その他

歯ぎしりの診療において病態診査の内容の診療録への記載が不十分であったので、適切に記載すること。

口腔内カンジダ症の診療において確定診断の根拠の診療録への記載が不十分であったので、適切に記載すること。

顎関節症の診療において病態診査の内容の診療録への記載が不十分であったので、適切に記載すること。

9. 歯周治療

(1) 検査、診断

歯周基本検査の実施に当たって、以下の検査結果の記載方法が不適当であったので、記載方法を改めること。

ア 歯の動揺度検査

歯周精密検査の実施に当たって、以下の検査結果の記載方法が不適当であったので、記載方法を改めること。

ア 歯の動揺度検査

算定要件を満たさない歯周精密検査を算定していたので改めること。

ア 以下の必要な検査の結果を診療録に記載していなかった。(プラーク

チャートを用いたプラークの付着状況の検査、・1点法以上の歯周ポケット測定、・歯の動揺度検査)

イ 歯の動揺度検査の結果が正確性を欠いていた。

(2) 処置、手術

歯周基本治療

ア 歯周病検査の結果に基づく治癒の判断、治療計画の修正、又は歯周組織の変化の比較検討が不十分であり、計画性を欠く歯周基本治療(スケーリング・ルートプレーニング)が行われていたのを改めること。

イ 生体の侵襲から一回の診療で過剰と認められる歯周基本治療(スケーリング・ルートプレーニング)が行われていたのを改めること。

歯周基本治療処置

ア 算定要件を満たさない歯周基本治療処置を算定していたので改めること。(・使用した薬剤名を診療録に記載していなかった。)

機械的歯面清掃処置

ア 算定要件を満たさない機械的歯面清掃処置を算定していたので改めること。(・歯科医師若しくは歯科衛生士でないものが行ったものに算定していた。)

イ 機械的歯面清掃を歯科衛生士が行った場合において、歯科衛生士の氏名を診療録に記載していなかったのを、記載すること。(・氏名でなく姓のみを印字していた。)

歯周病患者の補綴治療

ア 2回目以降の歯周病検査により治癒の判断、治療計画の修正、又は歯周組織の変化の比較検討を行わずに、最終補綴物の製作に着手していたので、診療方針を改めること。

イ 十分な歯周基本治療を実施せずに最終補綴物を装着し、その後同部位に対して歯周基本治療(スケーリング・ルートプレーニング)を行っていたので改めること。

(3) 歯周安定期治療

ア 歯周病安定期治療の治療方針が明確にされていなかったのを、開始に当たって行った歯周病検査の結果に基づいて計画的に実施すること。

イ 歯周病安定期治療の開始時における、患者への文書による治療方針等に係る情報提供の内容が不十分であったので充実を図ること。

ウ 歯周病安定期治療の治療方針が明確にされていなかったのを、開始に当たって行った歯周病検査の結果に基づいて計画的に実施すること。

10. 手術

(1) 抜歯手術

抜歯手術の難抜歯の算定において、手術内容に係る診療録の記載

・不十分であったので記載を充実すること。

・不十分であったので記載を充実すること。また、画像診断等の適切な診断情報に基づいて施術すること。

・画一的で不十分であったので記載を充実すること。

・具体性を欠いていたので記載を充実すること。

(2) 口腔内消炎手術

口腔内消炎手術に当たって診療録に記載が必要な以下の事項について記載内容が不十分であったので適切に記載すること。

ア 症状 イ 手術内容

算定要件を満たさない口腔内消炎手術を算定していたので改めること。

ア 手術部位、症状及び手術内容を診療録に記載していなかった。

(3) 歯根嚢胞摘出手術

算定要件を満たさない歯根嚢胞摘出手術を算定していたので改めること。

ア 当該歯根嚢胞の原因歯となった歯の歯冠大に満たないものであって、費用の算定できない歯根端掻爬手術に相当する手術に歯根嚢胞摘出手術を算定していた。

イ 歯根嚢胞の大きさが拇指頭大に満たないものであって、歯冠大で算定すべき手術を拇指頭大で算定していた。

11. 歯冠修復及び欠損補綴

(1) 補綴時診断料

補綴時診断料の算定に当たって、診療録の設計等の要点の記載内容が、不十分であったので適切に記載すること。

補綴時診断料の算定に当たって、診療録への欠損部の状態及び設計等の要点の記載内容が、不十分であったので適切に記載すること。

補綴時診断料の算定に当たって、診療録の要点記載に以下の不備が認められたので適切に記載すること。

ア 欠損部の状態の記載が不十分であった。

イ 設計の記載が不十分であった。

算定要件を満たさない補綴時診断料を算定していたので改めること。

ア 同一初診中で既に補綴時診断料を算定しているものに、重複して補綴時診断料を算定していた。

イ 同一初診中で既に補綴時診断料を算定しているものに、重複して補綴時診断料を算定していた。

次号は「歯冠修復・欠損補綴」の続きからとなります。